

国立大学法人京都大学教職員寒冷地手当支給細則新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(支給額)</p> <p>第3条 基準日において前条第1号に在勤する教職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における教職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。</p> <p>表 (略)</p> <p>2 前条第2号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における前項の表に掲げる教職員の世帯等の区分に応じ、同表4級地の項に掲げる額とする。</p> <p>3 次の各号に掲げる教職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 給与規程第36条第1項から第3項、第5項及び第7項の規定により給与の支給を受ける教職員</p> <p>前2項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第1項から第3項、第5項及び第7項の規定による割合を乗じて得た額</p> <p>(2) } (略)</p> <p>(3) }</p> <p>4 (日割計算等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前条第4項第3号に定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 基準日において第3条第3項各号に掲げる教職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他の同項各号に掲げる教職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合</p> <p>(2) 基準日において第3条第3項第1号に掲げる教職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、給与規程第36条第1項から第3項、第5項及び第7項の規定による割合が変更された場合</p> <p>(後 略)</p>	<p>(支給額)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 次の各号に掲げる教職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 給与規程第36条第1項から第3項、第5項及び第8項の規定により給与の支給を受ける教職員</p> <p>前2項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第1項から第3項、第5項及び第8項の規定による割合を乗じて得た額</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) }</p> <p>4 (日割計算等)</p> <p>第4条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 基準日において第3条第3項第1号に掲げる教職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、給与規程第36条第1項から第3項、第5項及び第8項の規定による割合が変更された場合</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この細則は、平成19年6月28日から施行する。</p>